

別表（第3条関係）

区分	内容	対象経費	交付金額
あんしんさぽーと事業 (日常生活自立支援事業) 本部経費	<p>次に挙げる事業を通じて事業が円滑に行われるよう支援する。</p> <p>(1) 本部事務局の支援 (2) 研修、広報啓発事業などへの支援</p>	<p>(1) 市長が認める管理部門及び事業部門の職員の人事費 (2) 旅費、消耗品費、通信運搬費、使用料等、事務局運営上必要な経費 (3) 広報・啓発経費、研修事業経費</p>	事業実施期間の属する年度の予算の額を上限とし、市長が認める額
あんしんさぽーと事業 (日常生活自立支援事業) 24区経費	<p>次に挙げる事業を通じて区レベルでの事業が円滑に行われるよう支援する。</p> <p>(1) 各区事務局の支援</p>	<p>(1) 専門相談員の人事費 (2) 旅費、消耗品費、通信運搬費、使用料等、事務局運営上必要な経費</p>	
あんしんさぽーと事業 (日常生活自立支援事業) 生活支援員雇用・研修経費	<p>次に挙げる事業を通じて事業が円滑に行われるよう支援する。</p> <p>(1) 各区において利用者への金銭受け渡しサービスの支援 (2) 職員の研修</p>	<p>(1) 生活支援員の人事費 (2) 旅費、消耗品費等その他雇用にかかる必要な経費 (3) 生活支援員研修にかかる経費</p>	